

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十八号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「以内」の下に「（森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十七条第四項に規定する林業経営者が貸付けを受ける場合にあつては、十五年以内）」を加える。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則中附則第二項の改正規定は公布の日から、第二条第一項第二号の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。